

事務局規程

第1条（事務局）

全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟の事業の達成と円滑な運営を図るために、事務局を置く。

第2条（所掌事項）

事務局は、次の通り所掌事項を担当する。

法人運営に関すること

- （1） 会議運営に関する事項
 - ア 社員総会・理事会等の開催に関する事項
 - イ 登記・公示等に関する事項
- （2） 人事に関する事項
 - ア 任期に関する事項
 - イ 表彰及び懲罰に関する事項
- （3） 財務に関する事項
 - ア 予算・決算処理・公告に関する事項
 - イ 予算の執行に関する事項
 - ウ 税務処理等に関する事項
- （4） 広報に関する事項
 - ア HP 管理及び運営に関する事項
 - イ SNS の管理及び運営に関する事項
- （5） 記録に関する事項
 - ア 登録表に関する事項
 - イ 大会名簿及び記録等の集約に関する事項
 - ウ 大会記録の管理に関する事項
 - エ 機関紙「ウインドミル」の企画、制作や発行に関する事項
- （6） 規程の策定に関する事項
- （7） 大会の運営に関する事項
 - ア 大会開催準備・運営に関する事項
 - イ UNIVAS に関する事項

第3条（組織）

- 1 事務局は、事務局長1名及び副事務局長2名以内、その他数名の事務局員（以下、総称して「事務局長等」という。）を置くことができる。
- 2 定款48条第2項により、事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。その他の職員は、会長が任免する。

- 3 事務局長等の任期は、選任された日から、その後に、理事が改選される定時総会時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 事務局長等が任期途中で交代した場合、又は事務局員を任期途中で追加選任する場合、その後任事務局長等の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。

第4条（事務局長）

- 1 事務局長は、会務を掌理し、事務局会議（以下「会議」という）の議長となる。
- 2 事務局長は、必要と認めるときは、事務局員の中から副事務局長を選任することができる。
- 3 事務局長に事故があるときは、副事務局長がその職務を代理する。事務局に副事務局長がない場合には、あらかじめ事務局で定めた順序により、他の事務局員がその職務を代理する。

第5条（招集）

事務局長は、必要に応じて、事務局員を招集して、会議を開催する。

第6条（決議）

事務局が必要に応じて実施した会議の議事は、出席（Web会議、テレビ会議、電話会議その他の出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）した事務局員の過半数で決する。

第7条（理事会への報告）

事務局は、理事会の求めに応じて、随時その業務について理事会に報告し、理事会の承認を得るとともに、理事会の指示に従わなければならない。

第8条（事務局の独自性と制約）

- 1 この規程に定めるもののほか、事務局の運営上必要な事項は、事務局において別に定めることができる。ただし、その内容につき、理事会の決議による承認を得なければならない。
- 2 事務局の事務局長等及び事務局に帰属して活動に協力する者は、その職務上知り得た個人情報その他の情報及び理事会で機密事項として指定された情報を、理事会の承諾なしに、本連盟の役員・職員以外の第三者に対して提供又は開示してはならない。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を

図るものとする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。